

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年5月26日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

(1) 業務名 令和8年度いばらきグルメ WEB 物産展開催業務委託

(2) 業務内容

本業務は、県内に食品関連の事業所を有する小規模事業者を対象に、EC サイト出店に向けた事前セミナーの開催や出店作業のサポートを行うとともに、対象事業者の商品を特集した WEB 物産展を開催することにより、販路開拓を支援することを目的とする。

① セミナー開催業務

- ・ WEB 物産展に参加する事業者を対象として、WEB 物産展の開催前に、セミナーを2回開催すること。1回はECサイトの理解や出店手続き等について、他1回は販売力向上に向けたスキル・ノウハウの習得等についての内容とすること。なお、1回あたりの開催時間は1時間程度とする。
- ・ 販売力向上に向けたスキル・ノウハウの習得等のセミナーの講師に関しては、ECサイトのコンサルティング業務に豊富な実務経験を有しており、EC ノウハウに関してのセミナーを実施している実績をもつ講師を選定すること。
- ・ 事業者の募集、決定は、県、商工会及び商工会議所が実施する。

② WEB 物産展出店サポート業務

- ・ WEB 物産展への出店に必要な商品情報の入力登録等の事業者が発生する作業のサポートを実施すること。
- ・ 事業者が出品する商品の写真撮影やわかりやすい説明の文言、プロモーションの方法等について、アドバイスすること。
- ・ 支援対象事業者は、原則、県が別途開催する「いばらきグルメ物産展」の出店事業者から選定するものとする。
- ・ 事業者からの問い合わせに対応する相談窓口を設置すること。
- ・ 事業者の支援にあたっては、原則、商工会、商工会議所の経営指導員が同席すること。

③ EC 新規出店補助

- ・ WEB 物産展の開催にあたり新規でECサイトへの出店を行う事業者に対して、出店費用の補助をすること。なお、対象事業者は最大10社とし、費用は本委託業務の経費に含まれるものとする。

④ WEB 物産展開催業務

- ・ WEB 物産展専用のホームページを作成すること。なお、ページデザインは、県と協議のうえ決定するものとする。
- ・ WEB 物産展の広告配信を行い、ホームページヘユーザーを誘導すること。
- ・ WEB 物産展におけるアクセス数や売上金額、売上件数等を集計・分析し、県へ報告すること。
- ・ WEB 物産展の開催期間は、2ヶ月程度とする。
- ・ 支援事業者に対して、事業の評価を把握するためのアンケート調査を実施すること。

⑤ その他

- ・ 上記①～④に付随する業務
- ・ 打合せ資料の作成、打合せ実施に係る業務（WEB 会議の設定）、結果の記録作成等

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 確実性〔提案の適切性〕 |
| 2 | 実施体制等〔人員の確保等〕 |
| 3 | 独創性〔創意工夫〕 |
| 4 | 経費〔経費の適切性〕 |
| 5 | スケジュール等〔スケジュール、実績等〕 |

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 茨城県産業戦略部中小企業課
〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
電話 029-301-3554 FAX 029-301-3569
- (2) 公募に関する説明書の交付
 - ア 交付期間 令和8年5月26日(火)から令和8年6月8日(月)(土・日・祝日を除く)の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付方法 茨城県ホームページ「入札情報サービス」からダウンロード
(URL:<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>)
なお、直接交付を希望する場合は、(1)の担当部局あて事前に連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限等
 - ア 提出期限 令和8年6月8日(月)午後5時必着
 - イ 提出先 担当部局に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送に限る。

5 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。